

## 第 16 回大阪市路上喫煙対策委員会 次第

日 時：平成 23 年 10 月 27 日（木）

午前 10 時 30 分

会 場：大阪市役所 P 1 会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

(1) 「たばこ市民マナー向上エリア制度」応募団体について

(2) 「路上喫煙禁止地区」のあり方について

(3) その他

### 3 閉 会

#### 【配付資料】

- ・ 第 16 回 大阪市路上喫煙対策委員会 配席図
- ・ 第 16 回 大阪市路上喫煙対策委員会 資料
- ・ 平成 23 年度「たばこ市民マナー向上エリア」応募団体資料
- ・ 審議会等の設置及び運営に関する指針（抄）解釈・運用の手引き

# 第 1 6 回

## 大阪市路上喫煙対策委員会

### 資 料

平成 2 3 年 1 0 月 2 7 日

大阪市環境局

平成19年4月25日諮問「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について（概要）

### 1 「路上喫煙禁止地区」の指定について

大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第1項で「市長は、路上喫煙による被害が特に発生する恐れがあると認められる区域を「路上喫煙禁止地区」として指定することができる」と定めており、第3項で、「路上喫煙禁止地区」を指定しようとするときは、あらかじめ「大阪市路上喫煙対策委員会」の意見を聞くものとする。と規定を設けています。

「路上喫煙禁止地区」選定にあたっては、未然防止といった観点から、通行者数や路上喫煙率などのデータを参考とするとともに、全国的に知名度の高い地域であることやPR効果、一般的な抑止効果といった要素も勘案して総合的に判断する必要があると考えています。このような理由から、「路上喫煙禁止地区」の指定について審議をお願いします。

### 2 喫煙設備のあり方について

大阪市路上喫煙の防止に関する条例第2条第2項において、「道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設の付近を除く」と除外規定を設けており、道路管理者等が許可した灰皿のある場所においては条例の対象外になります。

条例の趣旨・目的は、市民等が安心して暮らすことのできる安全で快適な生活環境を確保することで、他人に迷惑や被害を与える恐れのある喫煙を規制し、ルールを守って喫煙することを促すことであり、喫煙の自由や嗜好を否定したり、一律に禁止するものではありません。本条例の実行性の確保のためには喫煙される方々のご理解・ご協力にかかっていることから、喫煙場所の確保について、条例の趣旨・目的に沿うような場所、設置費用、維持管理など様々な課題について、審議をお願いします。

### 3 「(仮称)重点啓発推進地区」の指定について

大阪市路上喫煙の防止に関する条例の趣旨からも、喫煙マナーやモラルの向上を図ることを施策の基本とすべきであり、喫煙する自由や嗜好を強く制限することとなる「路上喫煙禁止地区」の指定は一部の地域に限定すべきであると考えています。

一方で、罰則を伴う「禁止地区」とは別に、路上喫煙により他人に迷惑や被害を与えることなどが想定される場所などで、子どもの安全の観点などを含めた重点的な取り組みが必要であると認識しています。

そのため、地域の市民、事業者及び団体等が主体的に路上喫煙マナーやモラルの向上に取り組む地域を「(仮称)重点啓発推進地区」に指定し、行政と協働した取り組みを実施することにより、一層の普及啓発効果を得たいと考えております。

こうした理由から、「(仮称)重点啓発推進地区」について諮問し、審議をお願いします。

### 1. 「路上喫煙禁止地区」選定の考え方

- ①「周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域」
- ②「通行者数が比較的多い地域」を指定の要件とすべき
- ③「大阪を代表する地域」で、啓発効果・PR効果の高い地域
- ④「明確性を確保できる地域」市民等による「禁止地区」の識別が容易で、過料徴収時の無用なトラブルを回避できる地域

### 2. 「御堂筋」「大阪市役所・中央公会堂周辺」の選定の考え方

大阪市が平成18年度に実施した路上喫煙実態調査から、「危険性」（路上喫煙率）及び「通行量」のデータを使用した。

- ・「危険性」について、上位5地点中3地点が「御堂筋」沿いにある。
- ・「通行量」について、上位5地点中2地点も「御堂筋」沿いにある。
- ・「御堂筋」は、大阪を代表するメインストリートで知名度が高くPR効果が期待できる。
- ・比較的規制範囲が明確である。
- ・「御堂筋」に接する「大阪市役所・中央公会堂周辺」も、要件に当てはまるほか、市役所の率先垂範の観点から、「禁止地区」に指定すべきである。

### 3. 留意点・課題

- ・今後、必要性により新たな地区選定や、路上喫煙の被害が顕著に減少した際には禁止地区の解除の可能性も考えておくべきである。
- ・本条例の実効性の確保は、全市域での路上喫煙のモラルの向上、良好な喫煙マナーの定着にある。御堂筋を指定することによる全市域へのPR、抑止効果が重要であり、別途諮問された「(仮称)重点啓発推進地区」の指定による相乗効果も期待する。
- ・条例の趣旨・目的の周知徹底と条例の規制内容を広く周知することは、この条例の実効性を確保する上で必要不可欠であり、市民、事業者等はもとより、大阪市以外からのビジターに対する周知の徹底が重要な施策課題である。
- ・検討課題として、「路上喫煙対策に係る条例を施行している自治体との連携」「大阪市空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例（ポイ捨て防止条例）」との整合性を果たせての普及啓発等の実施」の2点をあげておきたい。

## 大阪市路上喫煙対策委員会

### 平成19年9月5日中間答申②（「喫煙設備のあり方について」）概要

- 1 「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」についての考え方
  - ① 効果的な啓発機能、PR機能を有することが望まれる。
  - ② 「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」は、喫煙に起因する迷惑や危険に十分配慮して設置されなければならない。
  
- 2 「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備の設置場所の条件
  - ① 迷惑や危険の最小化  
人通りの多いところから十分距離をとるなど、喫煙によって他人への迷惑や危険を及ぼすおそれが低い場所を選定する必要がある。
  - ② 場所の広さとわかりやすさ  
路上喫煙マナー、モラル向上のための啓発、PR効果をもつ、非喫煙者にも受け入れられる分煙マナーのシンボル、いわば広告塔のような役割を担うことが望ましい。  
啓発効果の観点からは、多くの人が認知しやすい場所、わかりやすい場所にあることが望まれる。
  - ③ 法的条件のクリア  
道路や交通等にかかる法規制をクリアしなければならない。
  
- 3 「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備整備の留意点
  - ① パネルなどで煙の浮流を最小限にとどめること。
  - ② たばこが燻らないように水を張るなど工夫すること。
  - ③ 喫煙設備周囲の喫煙可能区域を明確にするため路面に表示を行うこと。
  - ④ 啓発パネルなど路上喫煙マナーの向上を訴える具体的な表示を行うこと。
  - ⑤ 啓発・PR効果に配慮しデザインを工夫し景観に留意した設備とすること。
  - ⑥ 維持管理・清掃を適切に行うこと。
  
- 4 その他
  - ① 「喫煙設備」の設置数について  
上記2の条件を満たす候補地は、「禁止地区」においてそう多くないと思われる。啓発・PR施設でもある側面を考え合わせると、3ヵ所以内（ただし、あくまで適地がある限りにおいて）で足りると考える。
  - ② 設置後の評価、周囲への影響への対応  
設置後も、喫煙設備が有効に機能しているか評価する必要がある。  
将来、迷惑や危険が解消されるに至った時は撤去すべきである。

## 大阪市路上喫煙対策委員会

平成19年12月11日 最終答申（「(仮称)重点啓発推進地区」の指定について)概要

はじめに

路上喫煙の問題は、行政による普及啓発、規制とともに、市民や事業者の自主的な取り組みが必要であり、そうした取り組みを、大人のみならず子どものことも念頭において、総合的に推進すべきものと考えている。

市民や事業者の自主的な取り組みは、誰もが参加できる広がりを持った運動として推進、発展させることが重要であり、路上喫煙マナーの向上を通じて一般的なマナーやモラルの向上、ひいては主体的なまちづくりの活動へとつながっていくことを期待する。

### 1 「推進地区」について

#### (1) 根拠規定

- ・ 第3条 本市は、市民等への啓発、市民等の自主的な活動の支援その他路上喫煙の防止のために必要な施策を実施する
- ・ 第4条 市民等は、自ら路上喫煙しないように努め、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に積極的に取り組むとともに、前条の規定により本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (2) 「推進地区」と「禁止地区」について

- ・ 「禁止地区」の取り組みは行政による規制が主たる要素であるのに対して、「推進地区」における取り組みの主体は、市民や事業者、あるいはその団体と考えるべきである。
- ・ できる限り規制は最小限に止めながら、市民や事業者の自主的な取り組みにより条例の実効性が確保できればのぞましいと考える。

#### (3) 地域団体、委員会での意見

- ・ 活動内容等は、行政でしぼりかけるのではなく、地域の特性をいかしたものにす。
- ・ 「推進地区」と「禁止地区」は、独立したコンセプトとして運用されるべき

- ・ 地域の主体性を中心に据えて、行政は、協働の相方、パートナーであるという位置づけが必要。地域が主体であるので、その特性に配慮する

#### (4) 活動団体の認定についての考え方

- ・ 団体は、地域に密着した団体（単一の団体またはそれらの連合体）であることが原則
- ・ 認定すべき団体が、すでに地域でまちづくりやまちの美化活動、その他マナーやモラルの向上に関する活動等に自主的に取り組んでいる団体であれば、当該団体の実効力に信頼がおけることからより望ましい。

#### (5) 「推進地区」のエリアについての考え方

- ・ 「推進地区」は、「規制」の要素が少ないので、地域が明確であるならば、所有者の同意を得たうえで、私有地も含む「面」も含めて認定することも有効である。
- ・ また、下記のような考慮要素を斟酌していることが望ましい。
  - ① 路上喫煙率が高い（喫煙による迷惑の度合いが大きい）こと
  - ② 通行者数が多いこと
  - ③ 取り組む地域が明確であること
  - ④ 活動団体が所在または頻繁に利用する地域であること
  - ⑤ 当該地域周辺での抑止効果・PR効果が得られること

#### (6) 行政の関与について

- ・ 行政は、団体の「自主性」「市民運動」の要素を重視し、取り組みのパートナーとして対応すべきである
- ・ 啓発物品、ポスター、リーフレットの提供、「推進地区」の標示物の作成、また、必要に応じ、啓発活動時などに職員を派遣して協働すること

## 2 「活動団体」と「推進地区」の認定に関する具体事項

### (1) 「活動団体」と「推進地区」認定のプロセス

- ・ まず当初（20年度）は、公募に応じた団体とその活動地域から本制度にふさわしいものを数カ所選定し、これらの地域における取り組みの内容を検証して効果を見極めた上で、全市に拡大していくことが望ましい。

## (2) 名称について

- ・ 路上喫煙防止の取り組みを実施する団体が、同じ地域においてその他のマナーアップによる環境改善やまちづくりの取り組みを進めることは大変望ましいことである。一方、路上喫煙対策を前提として行政が支援する地域の名称を選定するにあたっては、次のようなルールで選定することとしてはどうか。

- ① 喫煙マナーの向上につながる表現は必ず使用する（「たばこ」、「路上喫煙」、「迷惑たばこ防止」等）
- ② ①に加えて、喫煙以外のマナーの向上にもつながる表現も取り入れる  
（例：「市民マナー向上エリア」）
- ③ 地域名称なども団体の選択で付加できることとする。

→ 例「たばこ市民マナー向上エリア」

「迷惑たばこやめよう市民マナー向上エリア〇〇商店街」

## (3) 認定の手続き

- ・ 「推進地区」認定の際には、あらかじめ本答申や実験的取り組みに基づき、応募団体への認定基準を策定し、これに基づき審査すべきである。また、当委員会の意見を聴いた上で、市において決定する方法を提案したい。

## 3 留意点

- ① 当委員会は「禁止地区」における「行政主導の罰則（過料）」と、「推進地区」における「市民、事業者の自主的な取り組みと行政の協働」を、メイン、サブの関係に位置づけるのではなく、それぞれ重要な取り組みとして推進することにより、両者の相乗効果によって、路上喫煙対策の実効が上げられるものと考えている。
- ② これまでの大阪市のポイ捨て対策にかかる施策は、ポイ捨てされたごみの清掃の面では一定の効果があったが、今後、路上喫煙対策とも関連付け、ポイ捨ての未然防止のためのマナー、モラルの向上のための取り組

を進めていくことが、ポイ捨て対策にとっても有効であると考えます。

「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例（ポイ捨て防止条例）」に基づく施策の現時点での実効性を検証する時期ではないか。とりわけ、「まち美化パートナー」制度は、地域における市民団体や企業による主体的なまち美化の取り組みを推進する施策であり、本答申の「推進地区」との制度のあり様の関係を整理・検討する必要があると考えます。